

## 特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書

政府は先の臨時国会において、国民に多数の不安の声がある中、特定秘密保護法の採決を強行し成立させた。当市議会においても、こうした状況を踏まえ慎重な審議を求めたところである。

もとより、安全保障の確保、国民の生命・財産等を守る上での秘密事項の指定の必要性については、これを否定するものではないが、このままでは国民の知る権利が阻害されることや、行政機関による恣意的な秘密指定・運用がされることも危惧されるところである。また、この法律に国民の十分な理解が得られたとは言い難い。

よって、国においては、民意を尊重しつつ、限度を超えた情報隠しができない制度の構築に努める等、この法律を慎重に運用するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。